

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当たる翌日)
（當日は、
休日は、
がと日）

目 次

◇告

示

平成7年度における保安林の皆伐による立木の伐採につき許可をすべき面積の限度（森林保全課）

告 示

鳥取県告示第四百三十五号

森林法施行令（昭和二十六年政令第二百七十六号）第四条の二第三項の規定により、保安林の平成7年度における皆伐による立木の伐採につき森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十四条第一項の許可をすべき皆伐面積の限度を次のとおり公表する。

平成7年6月1日

鳥取県知事 西尾邑次

水源のかん養	指定目的	同一の単位とされる保安林の所在場所		皆伐面積の限度 (ヘクタール)
		単位区域名	所在場所	
鳥取地区	鳥取地区	鳥取市、岩美郡、気高郡及び八頭郡 (郡家町及び河原町に限る。)	所 在 場 所	一、一四六・五七
八頭地区	八頭地区	八頭郡（河原町及び郡家町を除く。）	所 在 場 所	二、五〇〇・一三
倉吉地区	倉吉地区	倉吉市及び東伯郡	所 在 場 所	一、七二九・七三
米子地区	米子地区	米子市、西伯郡及び日野郡（江府町及び溝口町に限る。）	所 在 場 所	七六六・二七
日野地区	日野地区	日野郡（日南町及び日野町に限る。）	所 在 場 所	一、七三七・三八
土砂の流出の防備				
鳥	鳥	鳥	鳥	一、七三七・三八
砂	砂	砂	砂	六九・九二
の	の	の	の	〇・一〇
出	出	出	出	四三・七五
流	流	流	流	六・〇九
来	来	来	来	〇・二五
の	の	の	の	九五・九二
出	出	出	出	二・〇〇
の	の	の	の	二・三・四四
流	流	流	流	一三・七八
れ	れ	れ	れ	五・〇四
て	て	て	て	一五・三三
る	る	る	る	一五・四八
ま	ま	ま	ま	一・五二
た	た	た	た	一・四・八二
ま	ま	ま	ま	一・三〇
た	た	た	た	八四・四三
ま	ま	ま	ま	九・六五

